

重層的支援体制整備事業実施計画

1 琴浦町重層的支援体制整備事業の目的

相談支援体制の強化を図るため、本町では令和2年度から包括的支援体制の整備にむけた取組みを開始しました。

介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野の相談窓口において受け止めた相談で、対応が困難なケースについては、多機関が参加する支援会議により個別に対応を検討し必要な支援につなげる体制をとっています。

しかしながら、自ら相談に来ることができない場合や、制度の狭間等により相談支援につながらず、課題解決が先延ばしになっている場合もあり、今後さらに相談支援体制の充実を図る必要があります。

本町における包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用することとし、①福祉的な支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、②世帯全体の課題を整理し、関係機関が役割分担の上、課題解決に向けた支援を行うことを目的に取組みを進めます。

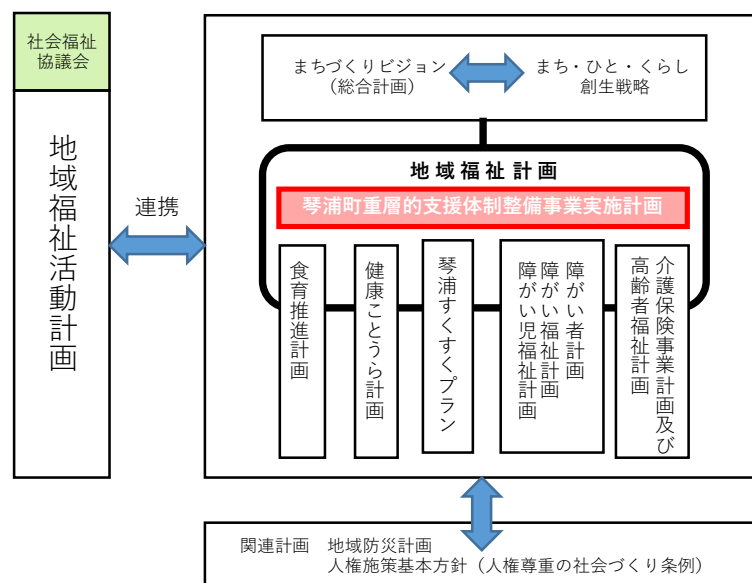
2 計画の位置づけ及び期間

本計画は、社会福祉法(以下「法」という。)第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。

本実施計画の期間については、上位計画である琴浦町地域福祉計画と同様とし、評価見直しについては、地域福祉計画と併せて実施するものとします。



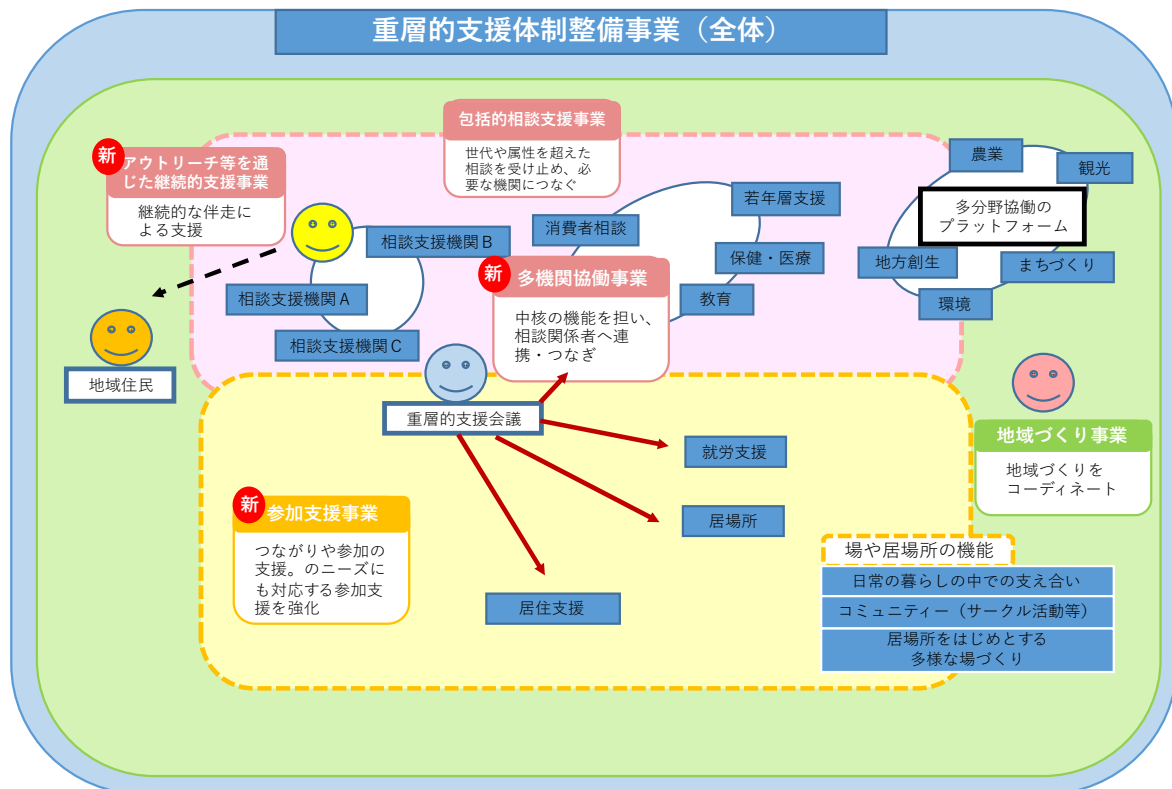
社会福祉法（抄）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。

3 計画策定の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら 3 つの支援を効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

本事業を実施するにあたり、制度の狭間や複合的な課題に対応していくためには、庁内の各課及び関係機関(者)との連携や協働は不可欠であるため、関係する機関等と共通認識を図り、一つのチームとして取組みを進めていきます。また、行政内部の体制構築に加え、町内事業所への委託事業や社協の地域福祉において発揮される強みを活かし、町と町内事業所、社協が車の両輪として連携し合い重層的支援体制整備事業を実施していきます。



4 重層的支援体制整備事業において実施する事業

○包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

区分	実施する事業	実施体制・内容	運営形態
介護	地域包括支援センターの運営	【支援対象者】65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【所管課】すこやか健康課	直営
障害	障害者相談支援事業	【支援対象者】身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい、発達障がい及び難病患者とその家族 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】障がいに関する相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 【実施機関】障がい者地域生活支援センター 中部障がい者地域生活支援センター 相談支援センターサポートりんくす 【所管課】福祉あんしん課	直営委託
子ども等	利用者支援事業	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児及びその保護者 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】妊娠期から出産・子育て期にわたる相談支援、セルフプラン及び支援が必要な対象者のサポートプランの作成、関係機関との連絡調整 【所管課】子育て応援課	直営
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	【支援対象者】現に生活に困窮している、または近い将来において生活困窮になりうる方、及びその家族等 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】生活困窮に関する包括的・継続的な相談支援、個別の支援計画の作成、評価等 【所管課】福祉あんしん課	直営

○地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

区分	実施する事業	実施体制・内容	運営形態
生活困窮	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	【支援対象者】地域住民 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取組みの活性化を図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取組みを実施 【実施機関】琴浦町社会福祉協議会 【所管課】福祉あんしん課	補助
介護	地域介護予防活動支援事業	【支援対象者】65歳以上の高齢者 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】地域住民の介護予防活動の支援実施 【所管課】すこやか健康課	直営
介護	生活支援体制整備事業	【支援対象者】地域住民 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助け合い活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取組みを実施 ・生活支援コーディネーターの配置 【実施機関】琴浦町社会福祉協議会 【所管課】すこやか健康課	委託
障害	地域活動支援センター事業	【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【所管課】福祉あんしん課	委託
子ども	地域子育て支援拠点事業	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児・その保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施 【実施機関】みどり保育園、赤碕こども園 【所管課】子育て応援課	委託

○新たな機能

区分	実施する事業	実施体制・内容	運営形態
全般	参加支援事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)	【支援対象者】地域や社会とのつながりが無い、社会参加しにくい方など 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】 ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発 ・相談者に対する参加支援(マッチング等の利用調整)、フォローアップ 【実施機関】町内就労支援継続 B 型作業所 【所管課】福祉あんしん課	委託
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)	【支援対象者】必要な支援が届いていない方とその家族(自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など) 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施 【所管課】福祉あんしん課	直営
	多機関協働事業及び支援プランの策定 (法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号)	【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関 【対象圏域】琴浦町全域 【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う ・支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付 ・相談先が不明確な事例の相談受付 ・琴浦町重層的支援体制整備事業支援会議 ・支援関係機関の連携強化のための研修の実施 【所管課】福祉あんしん課	直営